

令和 8 年

綾瀬市議会 3 月定例会議案

綾 瀬 市

目 次

番 号	題 名	ページ
議 案		
3	令和 8 年度綾瀬市一般会計予算	別 冊
4	令和 8 年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計予算	別 冊
5	令和 8 年度綾瀬市介護保険事業特別会計予算	別 冊
6	令和 8 年度綾瀬市後期高齢者医療事業特別会計予算	別 冊
7	令和 8 年度綾瀬市公共下水道事業会計予算	別 冊
8	綾瀬市行政手続条例の一部を改正する条例	4
9	綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	6
1 0	綾瀬市職員定数条例の一部を改正する条例	7
1 1	綾瀬市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	8
1 2	綾瀬市市税条例の一部を改正する条例	1 0
1 3	綾瀬市障害者愛護手当支給条例の一部を改正する条例	1 1
1 4	綾瀬市介護保険条例の一部を改正する条例	1 3
1 5	綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	1 7
1 6	綾瀬市保育料条例の一部を改正する条例	2 0
1 7	綾瀬市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例	2 1
1 8	綾瀬市火災予防条例の一部を改正する条例	2 2
1 9	和解について	2 4
2 0	市道路線の廃止について（R 2 7 4）	2 5
2 1	市道路線の廃止について（R 4 7 9－1）	2 6
2 2	市道路線の廃止について（R 4 8 1－1）	2 7
2 3	市道路線の廃止について（R 4 7 0）	2 8
2 4	市道路線の認定について（R 4 7 0－1）	2 9
2 5	令和 7 年度綾瀬市一般会計補正予算（第 1 0 号）	別 冊
2 6	令和 7 年度綾瀬市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）	別 冊
2 7	令和 7 年度綾瀬市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）	別 冊

綾瀬市行政手続条例の一部を改正する条例

綾瀬市行政手続条例（平成11年綾瀬市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該市長等の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第15条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第21条第3項中「第14条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第28条中「第14条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第27条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第14条第3項後段」を「第14条第4項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第14条第3項及び第4項（これらの規定を準用する場合を含む。）は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

令和8年2月25日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

（提案理由）

行政手続法の一部改正を踏まえ、行政手続条例における聴聞の通知に係る公示送達をデジタル化するため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年綾瀬町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号から第4号までに掲げる職員で、通勤のために使用する交通の用具の駐車のための施設（規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の月額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項第2号又は第3号の規定による額
附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月25日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

（提案理由）

国及び近隣市の職員の給与等の状況に鑑み、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市職員定数条例の一部を改正する条例

綾瀬市職員定数条例（昭和43年綾瀬町条例第2号）の一部を次のように改正する。
別表教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員の項中「37」を「43」に改め、同表消防長の事務部局の職員の項中「133」を「143」に改め、同表合計の項中「661」を「677」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月25日提出

綾瀬市長 橋 川 佳 彦

（提案理由）

総合教育支援センターの設置と災害対応力の維持及び消防職員の健全な労務環境の確保を図るため、職員定数について所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

綾瀬市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年綾瀬町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第25号中「及びいじめ問題再調査会委員」を「、いじめ問題再調査会委員、国民健康保険運営協議会委員及び予防接種健康被害調査委員会委員」に改め、同号を同条第27号とし、同条第24号の次に次の2号を加える。

(25) 国民健康保険運営協議会委員

(26) 予防接種健康被害調査委員会委員

第5条第2号中「第25号」を「第27号」に改める。

別表教育委員会の委員の項中「71,400円」を「85,300円」に改め、同表選挙管理委員会の委員の項中「36,400」を「43,600」に、「28,900」を「34,800」に改め、同表監査委員の項中「83,600」を「127,400」に、「40,600」を「42,800」に改め、同表嘱託医の項中「99,800」を「138,000」に改め、同表介護認定審査会委員の項中「23,000」を「30,000」に、「18,400」を「24,000」に改め、同表障害支援区分認定審査会委員の項中「23,000」を「30,000」に、「18,400」を「24,000」に改め、同表いじめ防止等対策委員会委員の項中「8,400（重重大事態等の調査活動に従事する場合にあつては、30,000円を超えない範囲内で教育委員会が定める額）」を「23,000（2時間を超えて会議、調査等を行つた場合には、その超えた時間30分ごとに5,000円を加算する。）」に改め、同表いじめ問題再調査会委員の項を次のように改める。

いじめ問題再調査会委員	日額	23,000 (2時間を超えて会議、調査等を行つた場合には、その超えた時間30分ごとに5,000円を加算する。)
-------------	----	---

国民健康保険運営協議会委員	医師、歯科医師及び薬剤師である委員	日額	23,000
	医師、歯科医師及び薬剤師以外の委員	日額	8,400
予防接種健康被害調査委員会委員	医師である委員	日額	23,000
	医師以外の委員	日額	8,400

別表中「及びいじめ問題再調査会委員」を「、いじめ問題再調査会委員、国民健康保険運営協議会委員及び予防接種健康被害調査委員会委員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(綾瀬市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 2 綾瀬市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（令和7年綾瀬市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第2項のうち綾瀬市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第2条第19号及び第25号並びに別表の改正規定中「第25号」を「第27号」に改める。

令和8年2月25日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

特別職の職員で非常勤のもの報酬について、その職務と責任に応じた報酬の額に見直すため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市市税条例の一部を改正する条例

綾瀬市市税条例（昭和52年綾瀬町条例第11号）の一部を次のように改正する。
第15条の2第1号中「及び第3号」を「から第4号まで」に改め、同条第2号中「所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる寄附金及び」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における改正後の第15条の2第1号の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

令和8年2月25日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

（提案理由）

地方税法等の改正に伴い、寄附金税額控除の対象となる寄附金の範囲を拡大するため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市障害者愛護手当支給条例の一部を改正する条例

綾瀬市障害者愛護手当支給条例（昭和54年綾瀬市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「。以下「省令」という。」を削り、「から6級まで」を「又は2級」に改め、同条第2号中「75」を「35」に、「を所持」を「のA1若しくはA2に該当」に改め、同条第3号中「。以下「政令」という。」及び「又は2級」を削る。

第3条及び第4条を次のように改める。

（支給要件）

第3条 手当は、本市に毎年4月1日において1年以上居住している障害者に対して支給する。ただし、次に掲げる者には手当を支給しない。

- (1) 故意に障害の程度を高めたと認められる者
- (2) その他市長が手当を支給することが適当でないと認めた者

（手当の額）

第4条 手当は、年度を単位として支給するものとし、その額は、障害者1人につき年額1万6,000円とする。

第6条中「7月」を「9月」に改める。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条中「届出なければ」を「届け出なければ」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（支給の制限）

第7条 手当は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支給しない。

- (1) 手当を支給する年度（以下「当該年度」という。）の4月1日（以下「基準日」という。）時点において18歳以上であり、かつ、本人若しくは本人と同一の世帯（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている世帯をいう。以下同じ。）に属するその配偶者又はその双方に、当該年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（

同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。) が課されているとき。

(2) 基準日時点において18歳未満であり、かつ、本人の属する世帯に、当該年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者がいるとき。

(3) 基準日時点において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第10項に規定する施設入所支援を利用しているとき。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に受給資格の認定を受けた者であって、改正後の第3条に規定する支給要件に該当しないもの（以下「非該当者」という。）についての第6条の規定の適用については、同条中「支給要件が消滅した日」とあるのは、「令和8年3月31日」とする。

3 改正前の第7条の規定にかかわらず、非該当者は、手当の支給要件が消滅したことに係る届出を要しない。

4 改正前の第8条及び第9条の規定は、非該当者については、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

令和8年2月25日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

障害者愛護手当の支給要件及び支給金額について、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市介護保険条例の一部を改正する条例

綾瀬市介護保険条例（平成12年綾瀬市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第6条の次に次の3条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第7条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得（所得税法第28条第1項に規定する給与所得をいう。以下同じ。）が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、

「当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第8条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者がいるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

- (1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

- (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の

同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、綾瀬市市税条例（昭和52年綾瀬町条例第11号）第10条で定める金額（以下「条例で定める金額」という。）から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除し

て得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(令和8年度の保険料の減免の特例)

第9条 市長は、令和8年度の保険料に限り、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員であつて、前2条の規定により同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなしたもの（令和7年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものに限る。）のうち必要があると認められるものに対し、保険料を地方税法の規定による市町村民税が課されていない者として判定する保険料段階まで減免することができる。

- 2 前項の規定による保険料の減免の手續その他必要な事項は、第10条第2項の規定にかかわらず、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月25日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

令和8年度における保険料率の算定に関する所得の額の算定方法及び基準についての特例並びに保険料の減免の特例を定めるため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

綾瀬市国民健康保険税条例（昭和32年綾瀬町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第3条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である被保険者（以下「18歳以上被保険者」という。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、当該合算額が法第703条の4第37項に規定する額を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、その額とする。

第4条第1項中「及び第7条」を「、第7条及び第8条の3」に改める。

第8条の3を第8条の6とし、第8条の2の次に次の3条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第8条の3 第3条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第8条の4 第3条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,800

円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第8条の5 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について200円とする。

第12条第1項各号列記以外の部分中「並びに第3条第4項本文」を「、第3条第4項本文」に改め、「法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額)」の次に「並びに第3条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からそれぞれ当該各号のキに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第37項に規定する額を超える場合には、その額)」を加え、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について
1,260円

第12条第1項第2号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について
900円

第12条第1項第3号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について
360円

第12条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、未就学児1人についてそれぞれ定める額

ア 前項第1号キに規定する額を減額した世帯 270円

イ 前項第2号キに規定する額を減額した世帯 450円

ウ 前項第3号キに規定する額を減額した世帯 720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 900円

第12条第3項に次の2号を加える。

(7) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の4の規定により算定した被保険者均等割額（第1項の規定による減額が行われた場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第7条」の次に「、第8条の3」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の綾瀬市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和8年2月25日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

国民健康保険事業において、子ども・子育て支援納付金を徴収することに伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市保育料条例の一部を改正する条例

綾瀬市保育料条例（平成27年綾瀬市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「保育料」を「保育料等」に改め、同条第2項中「市長が認める延長保育」を「延長保育（法第59条第2号に規定する事業をいう。）」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 綾瀬市立保育所において、一時預かり事業（法第59条第10号に規定する事業をいう。）を受けたときの一時預かり利用料は、日額2,400円を上限として、一時預かり事業を受ける子どもの保護者の属する世帯の所得の状況を勘案して、市長が規則で定める。
- 4 綾瀬市立保育所において、乳児等通園支援（法第7条第11項に規定する乳児等通園支援をいう。）を利用したときの乳児等通園支援利用料は、1時間当たり300円を上限として、乳児等通園支援を利用する保護者の属する世帯の所得の状況を勘案して、市長が規則で定める。

第4条中「又は延長保育料」を「、延長保育料、一時預かり利用料又は乳児等通園支援利用料」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条第3項及び第4項の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料について適用する。

令和8年2月25日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

（提案理由）

乳児等通園支援の利用料を定めるとともに、一時預かり事業の利用料について整理を図るため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

綾瀬市子ども・子育て会議条例（平成25年綾瀬市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削り、「第72条第3項」の次に「及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項」を加え、「同条第1項の規定に基づく合議制の機関として設置する」を削る。

第2条中「法」を「子ども・子育て支援法」に改め、「事務」の次に「並びに児童福祉法第33条の15及び第34条の15第4項の規定によりその権限に属させられた事務」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月25日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

（提案理由）

児童福祉法の改正に伴い、綾瀬市子ども・子育て会議の所掌事務に、放課後児童健全育成事業等の施設の職員による虐待の通報に対する所管行政庁の措置に関する調査審議等を加えるため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市火災予防条例の一部を改正する条例

綾瀬市火災予防条例（昭和37年綾瀬町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、「簡易式の」を削る。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

令和8年2月25日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

和解について

相手方が著作権を有するイラストについて、その許諾を得ずに使用したことにより発生した著作権の侵害に関し、和解を成立させるため、議会の議決を求めます。

1 当事者

- (1) 甲（相手方） 野口 康二（当該イラストの著作権者）
- (2) 乙 綾瀬市

2 和解の内容

- (1) 乙は、甲が著作権を有するイラスト1点（計1か所）を乙が所管する綾瀬市立春日台中学校の学校だより「春日台だより 第20号」（令和6年7月19日）という印刷物に掲載したこと及び当該印刷物をホームページ上で公開したことにより、甲の著作権（複製権、公衆送信権）を侵害したことを認め、謝罪の意を表す。
- (2) 乙は、甲に対して、令和8年5月31日限り、損害賠償金として金8万8,000円を支払う。なお、振込手数料は、乙の負担とする。
- (3) 乙が本件で使用していたイラストについて、インターネット上から削除したことを乙は確約する。
- (4) 乙は、甲に対して、今後、本件で乙が使用していたイラストを甲に無断で使用しないことを確約する。
- (5) 甲及び乙は、甲及び乙の間には、本件に関し、本書に定める他、何ら債権債務の存在しないことを相互に確認する。

令和8年2月25日

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

（提案理由）

著作権の侵害による損害賠償請求について、和解を成立させたく、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 274号線	寺尾本町三丁目 1399番1地先	寺尾本町三丁目 1398番1地先	43.1	1.8	

令和8年2月25日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

道路の払下げに伴い廃止いたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案する
ものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 479-1号線	早川字嫁ヶ久保 2655番1地先	早川字嫁ヶ久保 2294番1地先	92.0	1.8	

令和8年2月25日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

早川中央土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路 線 名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 481-1号線	早川字嫁ヶ久保 2298番1地先	早川字嫁ヶ久保 2286番1地先	260.5	1.8	

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

早川中央土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第 1 0 条第 3 項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 470号線	早川字山王原 2269番1地先	早川字山王原 2305番1地先	461.1	2.4	

令和8年2月25日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

早川中央土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 470-1号線	早川字久保 2171番1地先	早川字山王原 2318番6地先	311.4	2.4	

令和8年2月25日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

早川中央土地区画整理事業に伴い廃止した道路用地のうち、残された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。